

# 第161期中間決算公告

平成20年12月25日

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社 **きらやか銀行**  
取締役頭取 栗野 学

## 中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	41,618	預 金	1,093,666
コ ー ル ロ ー ン	20,000	譲 渡 性 預 金	4,700
商 品 有 価 証 券	218	コ ー ル マ ネ ー	103
有 価 証 券	228,101	借 用 金	12,000
貸 出 金	844,495	外 国 為 替	21
外 国 為 替	718	そ の 他 負 債	4,771
そ の 他 資 産	12,425	未 払 法 人 税 等	66
有 形 固 定 資 産	19,789	そ の 他 の 負 債	4,704
無 形 固 定 資 産	3,046	退 職 給 付 引 当 金	3,694
繰 延 税 金 資 産	4,944	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	234
支 払 承 諾 見 返	11,258	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	513
貸 倒 引 当 金	△ 23,854	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,037
投 資 損 失 引 当 金	△ 9	支 払 承 諾	11,258
		負 債 の 部 合 計	1,134,002
		(純資産の部)	
		資 本 金	7,700
		資 本 剰 余 金	21,165
		資 本 準 備 金	5,641
		そ の 他 資 本 剰 余 金	15,524
		利 益 剰 余 金	2,946
		利 益 準 備 金	2,058
		そ の 他 利 益 剰 余 金	887
		別 途 積 立 金	3,830
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,942
		株 主 資 本 合 計	31,812
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 7,340
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,272
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,062
		純 資 産 の 部 合 計	28,749
資産の部合計	1,162,752	負債及び純資産の部合計	1,162,752

中間損益計算書

〔平成 20年 4月 1日から  
平成 20年 9月 30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		13,877
資 金 運 用 収 益	11,945	
(うち貸出金利息)	( 10,462 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,379 )	
役 務 取 引 等 収 益	1,736	
そ の 他 業 務 収 益	104	
そ の 他 経 常 収 益	90	
経 常 費 用		17,658
資 金 調 達 費 用	2,048	
(うち預金利息)	( 1,818 )	
役 務 取 引 等 費 用	841	
そ の 他 業 務 費 用	284	
営 業 経 費	8,849	
そ の 他 経 常 費 用	5,634	
経 常 損 失		3,780
特 別 利 益		92
特 別 損 失		472
税 引 前 中 間 純 損 失		4,159
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		30
法 人 税 等 調 整 額		△ 15
中 間 純 損 失		4,174

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～6年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額

及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,292百万円であります。

## (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務      その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生年度において全額費用処理

数理計算上の差異      各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

## (5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

（会計方針の変更）

従来、睡眠預金払戻損失引当金は、中間会計期間末日に時効が到来した預金残高に対応する払戻損失見込額を計上する方法により、睡眠預金に係る利益計上は、中間会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、当中間会計期間末日までに睡眠預金の払戻実績データの収集に係るシステム対応が完了し、預金者への確認手続を経た時効到来預金に対応する払戻実績を合理的に算定することが可能となったことから、当中間会計期間より、預金者への確認手続を経た時効到来預金を利益計上する方法に変更するとともに、これに対応する払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常収益が3,461百万円減少し、経常費用が2,975百万円減少し、経常損失が486百万円増加しております。

## 6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. リース取引の処理方法

所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。

また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、当該リース契約の締結がなかったことから、「有形固定資産」中のリース資産及び「無形固定資産」中のリース資産の増加及び「その他負債」中のリース債務の増加はありません。また、損益への影響はありません。

## 表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

## 注記事項

（中間貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額94百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,260百万円、延滞債権額は54,226百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行

った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は333百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,122百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,943百万円であります。

なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は13,558百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、800百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 14,077 百万円

その他 6 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,985 百万円

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券39,565百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は796百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,938百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,790百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,203百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,023百万円
12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金12,000百万円が含まれております。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,399百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額278円22銭
15. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ（10）に規定する単体自己資本比率（国内基準） 7.19%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,683百万円、株式等償却1,211百万円及び貸出金償却466百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純損失金額 40円39銭
3. 当中間会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び、使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上し、また過年度に係るものとして過年度減損損失を計上しております。

過年度減損損失

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	新潟県	427
合計			427

減損損失

（単位：百万円）

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	山形県	4
遊休	土地	山形県	1
合計			6

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、過年度減損損失及び当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	7,895	7,987	92
その他	10,643	10,512	△130
合計	18,538	18,500	△38

(注) 1. 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,262	9,485	△3,776
債券	171,862	170,164	△1,698
国債	137,975	136,580	△1,395
地方債	1,608	1,598	△10
社債	32,278	31,985	△293
その他	20,859	18,994	△1,865
合計	205,984	198,644	△7,340

(注) 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式1,211百万円及びその他113百万円であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価格を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券 非上場国内債券	730
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	77 17
その他有価証券 非上場株式 非上場国内債券	1,424 8,669

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,148	百万円
その他有価証券評価差額金	2,968	
税務上の繰越欠損金	4,408	
退職給付引当金損金算入限度額超過額	1,355	
減価償却超過額	385	
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	95	
その他	1,836	
繰延税金資産小計	<u>21,198</u>	
評価性引当額	<u>△16,254</u>	
繰延税金資産合計	4,944	
繰延税金負債	—	
繰延税金資産の純額	4,944	百万円

中間連結貸借対照表 (平成20年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	41,618	預 金	1,093,502
コールローン及び買入手形	20,000	譲 渡 性 預 金	4,700
商品有価証券	218	コールマネー及び売渡手形	103
有 価 証 券	228,630	借 用 金	12,000
貸 出 金	844,283	外 国 為 替	21
外 国 為 替	718	そ の 他 負 債	5,143
そ の 他 資 産	12,436	退 職 給 付 引 当 金	3,707
有 形 固 定 資 産	19,790	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	239
無 形 固 定 資 産	3,049	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	513
繰 延 税 金 資 産	4,951	繰 延 税 金 負 債	15
支 払 承 諾 見 返	11,258	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,037
貸 倒 引 当 金	△ 23,878	負 の の れ ん	11
投 資 損 失 引 当 金	△ 9	支 払 承 諾	11,258
		負 債 の 部 合 計	1,134,254
		(純資産の部)	
		資 本 金	7,700
		資 本 剰 余 金	21,165
		利 益 剰 余 金	2,823
		株 主 資 本 合 計	31,688
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 7,332
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	6
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,272
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 3,054
		少 数 株 主 持 分	179
		純 資 産 の 部 合 計	28,813
資 産 の 部 合 計	1,163,068	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,163,068

中間連結損益計算書 〔 平成 20年 4月 1日から  
平成 20年 9月 30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,977
資 金 運 用 収 益	11,951
(うち貸出金利息)	( 10,462 )
(うち有価証券利息配当金)	( 1,384 )
役 務 取 引 等 収 益	1,804
そ の 他 業 務 収 益	104
そ の 他 経 常 収 益	117
経 常 費 用	17,707
資 金 調 達 費 用	2,050
(うち預金利息)	( 1,818 )
役 務 取 引 等 費 用	843
そ の 他 業 務 費 用	284
営 業 経 費	8,887
そ の 他 経 常 費 用	5,641
経 常 損 失	3,730
特 別 利 益	93
特 別 損 失	472
税金等調整前中間純損失	4,109
法人税、住民税及び事業税	30
法人税等調整額	△ 11
少数株主利益	5
中間純損失	4,133

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ①連結される子会社及び子法人等 2社

主要な会社名

- ・山形ビジネスサービス株式会社
- ・きらやかキャピタル株式会社

#### ②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 2社

主要な会社名

- ・株式会社東北バンキングシステムズ
- ・株式会社富士通山形インフォテクノ

なお、前連結会計年度末に持分法適用関連会社といたしました株式会社エス・ワイコンピューターサービスは、平成20年4月1日に商号を変更し、株式会社富士通山形インフォテクノとなりました。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### ①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

#### ②持分法適用関連会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

## 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### 1. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(追加情報)

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
その他	3年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）により償却しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,292百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、当中間連結会計期間は、支給見込額が0のため計上しておりません。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理又は発生連結会計年度において全額費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年から13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（3,518百万円）（代行返上後）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(会計方針の変更)

従来、睡眠預金払戻損失引当金は、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金残高に対応する払戻損失見込額を計上する方法により、睡眠預金に係る利益計上は、中間連結会計期間末日に時効が到来した預金額をその他経常収益に計上する方法によっておりましたが、当中間連結会計期間末日までに睡眠預金の払戻実績データの収集に係るシステム対応が完了し、預金者への確認手続を経た時効到来預金に対応する払戻実績を合理的に算定することが可能となったことから、当中間連結会計期間より、預金者への確認手続を経た時効到来預金を利益計上する方法に変更するとともに、これに対応する払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金に計上する方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べ、経常収益が3,461百万円減少し、経常費用が2,975百万円減少し、経常損失が486百万円増加しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別契約ごとに特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計

年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、当該リース契約の締結がなかったことから、「有形固定資産」中のリース資産及び「無形固定資産」中のリース資産の増加及び「その他負債」中のリース債務の増加はありません。また、損益への影響はありません。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資額）を除く）48百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,260百万円、延滞債権額は54,226百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は333百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,122百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,943百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,558百万円であります。

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、800百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	14,077	百万円
その他	6	百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,985	百万円
----	-------	-----

上記のほか、為替決済、共同システム等の取引の担保として、有価証券39,565百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は796百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,938百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが76,790百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,203百万円

- 11. 有形固定資産の減価償却累計額 18,033百万円
- 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 12,000百万円が含まれております。
- 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,399百万円であります。
- 14. 1株当たりの純資産額 277円10銭
- 15. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 7.17%

（中間連結損益計算書関係）

- 1. 「その他の経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,683百万円、株式等償却1,211百万円及び貸出金償却466百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純損失金額 40円00銭
- 3. 当中間連結会計期間において、当行が保有する以下の資産について使用目的を変更すること及び使用を中止または中止を予定したこと等に伴い投資額の回収が見込めなくなったことから、以下の資産について減損損失を計上し、また過年度に係るものとして過年度減損損失を計上しております。

過年度減損損失 (単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	新潟県	427
合計			427

## 減損損失

(単位：百万円)

用途	種類	場所	金額
店舗	土地	山形県	4
遊休	土地	山形県	1
合計			6

営業用店舗については、それぞれを収益管理上の区分（エリアに属する店舗グループ、エリアに属しないそれぞれの店舗）ごとにグルーピングし、最小単位としております。また、遊休資産は、各資産を最小単位としております。本部、地区センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、過年度減損損失及び当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能額は正味売却価額であります。正味売却価額は、不動産鑑定評価書又は地価公示法により公示された価格等に基づいて時価の算定を行っております。

## (有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

## 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	7,895	7,987	92
その他	10,643	10,512	△ 130
合計	18,538	18,500	△ 38

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

## 2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	13,288	9,563	△ 3,725
債券	171,862	170,164	△ 1,698
国債	137,975	136,580	△ 1,395
地方債	1,608	1,598	△ 10
社債	32,278	31,985	△ 293
その他	20,918	19,039	△ 1,878
合計	206,069	198,767	△ 7,302

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をも

って中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,211百万円及びその他113百万円であります。

また、有価証券の減損処理にあたっては、個々の銘柄について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合はすべて実施しており、30%以上50%未満の下落率の場合は、発行会社の業績や過去一定期間の時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められないと判断されるものについて実施しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合と比べて、有価証券が7,760百万円増加、その他有価証券評価差額金が7,760百万円増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

内 容	金 額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場国内債券	730
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,485
非上場国内債券	8,669
非公募転換社債	391
関係会社株式	48

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。